

一般社団法人 日本小児アレルギー学会 ワーキンググループ規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会(以下、「本会」という。)定款第34条の規定に基づいて設置される委員会を補足するワーキンググループに関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条

本会の事業を推進するため、委員会の諮問に応じ重要事項を迅速に審議し、または代議員総会議決事項の執行にあたり委員会を補佐し、委員会が理事会を補佐できるためのグループを設置する。

(ワーキンググループ)

第3条 ワーキンググループの名称、人数、職務及びその他必要な事項についてはワーキンググループを設置する委員会の決議に基づき随時定める。

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、委員長1名及び若干名の委員とする。

2 必要に応じてワーキンググループにオブザーバーをおくことができる。

(候補者の選任)

第6条 本会定款第34条の規定に基づいて設置された委員長は、代議員、理事からワーキンググループ委員長(以下WG委員長)を指名する。

2 WG委員長が理事でない場合に、理事から1名委員として選出し、理事会の承認を得る。

3 WG委員長は、原則として代議員、理事の中から委員(以下WG委員)を選出し、理事会の承認を得る。

4 WG委員長、WG委員は就任時の年齢を65歳未満とする

(選任と委嘱)

第7条 第6条により選出されたWG委員長及びWG委員を理事長が委嘱する。

2 WG委員に欠員が生じたときは、WG委員長が委員長に推薦し、委員会の決議に基づき、WG委員の補充をすることができる。その場合、委員長がその事案を理事会で報告し、理事長が委嘱する。

3 委員長は、WG委員長及びWG委員の選出について、選出後の定時社員総会で報告する。

(任期)

第9条 WG委員の任期は、理事会によるWG委員の承認の日から、約2年後の新WG委員の選任の日までとし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員により選任されたWG委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第10条 WG委員長は、ワーキンググループを招集して議長となるほか、会務を総理する。

2 WG委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

(議決)

第11条 ワーキンググループは、WG委員の過半数が出席しなければ議決を行うことができない。ただし、委員は、書面あるいは議決権のもつ委員を代理人として議決権を行使することができる。また、書面又は電磁的記録による審議の場合は、期限内の議決権の行使を出席とみなす。

2 ワーキンググループの議決は、出席WG委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、WG委員長の決するところによる。

3 第4条2項のオブザーバーは、ワーキンググループで意見を述べるができるが、議決権をもたない。

(報告)

第12条 WG委員長は、審議内容及び活動状況を委員会および理事会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 WG委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ワーキンググループ等の業務に支障を来す恐れがある場合には、直近の理事会まで理事長が暫定処置を講ずることができる。

2 この規程に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。